

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の概要

平成11年6月4日 平成11年法律第65号
厚生省

第1 趣旨

平成5年改正時に規定された施行5年後の見直し規定を踏まえ、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保し、精神障害者の社会復帰の一層の推進を図るため、精神保健指定医の職務を適正なものとし、精神医療審査会の機能を強化するとともに、在宅の精神障害者に対する福祉事業を市町村を中心として推進する体制を整備する等の措置を講ずる。

第2 主な改正内容

- 精神障害者の人権に配慮した医療の確保に関する事項
 - 精神医療審査会の機能強化
〔精神医療審査会〕：精神病院の入院患者の人権に配慮した処遇の確保を図るため、都道府県に設置されている審査機関
精神医療審査会の委員数の制限（5名～15名）を廃止。
精神医療審査会の調査権限として、従来の関係者からの意見聴取に加え、帳簿書類の提出命令等を追加。
 - 精神保健指定医の役割等の強化
〔精神保健指定医〕：強制入院の要否や隔離などの行動制限の要否を判定する専門の医師（厚生大臣が指定）
現行の指定取消処分に加え、中間的処分として職務の一時停止処分を追加。
精神保健指定医の診療録記載義務に、医療保護入院を必要とするかどうかの判定を行った場合等を追加。
不当処遇に関する精神病院管理者への報告など、処遇の改善に向けた努力義務を明記。
 - 医療保護入院の要件の明確化
〔医療保護入院〕：指定医の判定（医療の必要性）と保護者の同意を要件とし、本人の同意を必要としない入院
○ 医療保護入院の対象者が、精神障害によりその同意に基づいた入院を行う状態にないものと判定された者であることを法文に明記。
 - 精神病院に対する指導監督の強化
○ 現行の改善命令等に加え、入院医療の制限命令

等の処分を追加。

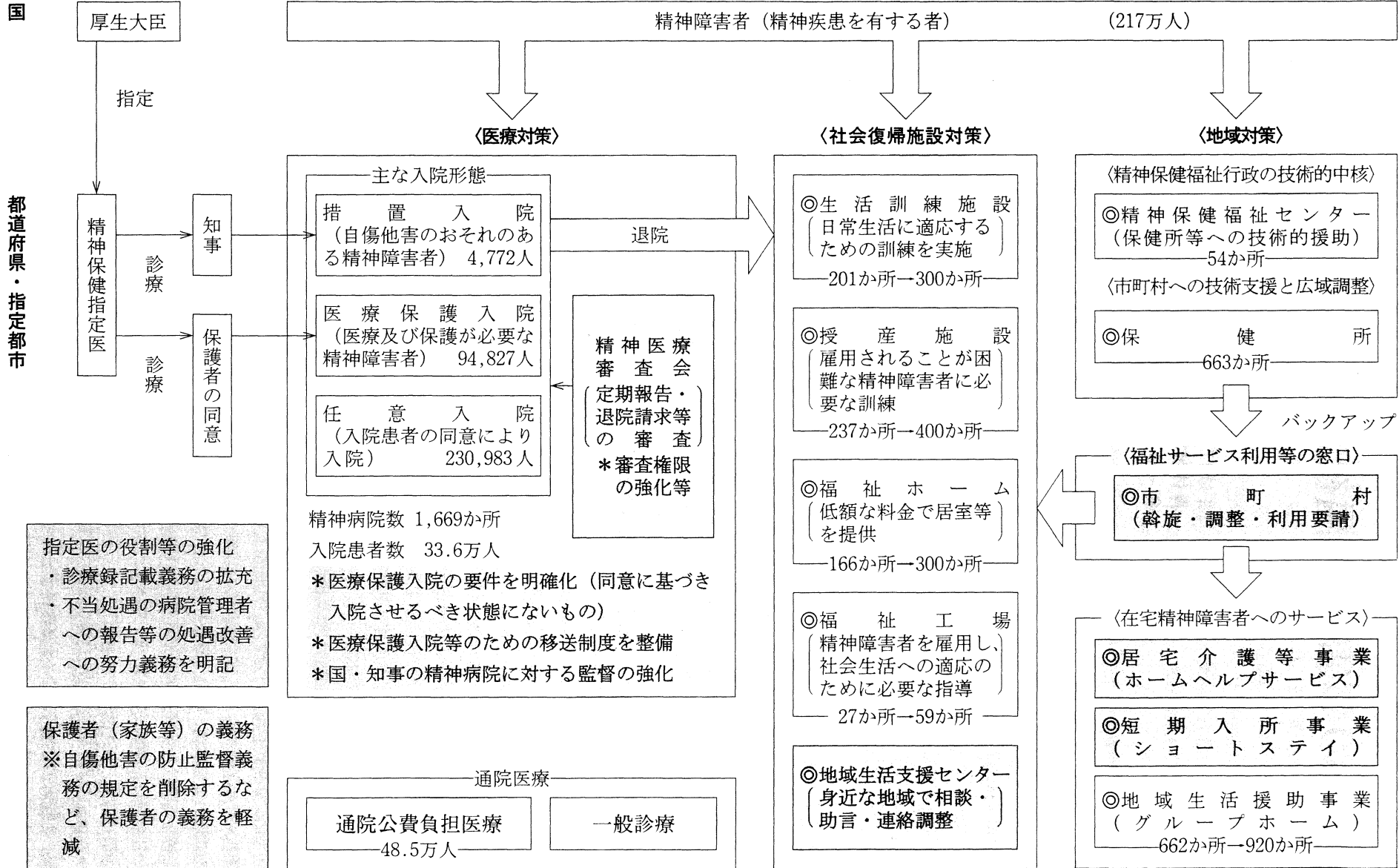
- 緊急に入院が必要となる精神障害者の移送に関する事項
○ 緊急に入院を必要とするにもかかわらず、精神障害のため同意に基づいた入院を行う状態にないと判定された精神障害者を、都道府県知事の責任により適切な病院に移送する制度を創設。
- 保護者に関する事項
〔保護者〕：精神障害者の医療及び保護を確保するため、家族等を保護者として、本人に治療を受けさせる等の義務を規定
保護者に過重な負担を課すこととなっている自傷他害防止監督義務規定の削除。
自らの意思で医療を受けている精神障害者の保護者については、治療を受けさせる義務等を免除。
- 精神障害者の保健福祉の充実に関する事項
精神保健福祉センターの機能を拡充。
（通院医療公費負担や精神保健福祉手帳の審査や審査会事務局の業務を追加）
社会復帰施設に、日常生活に関する相談、助言等を行う「精神障害者地域生活支援センター」を追加。
在宅福祉事業に、精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）に加え、居宅介護等事業（ホームヘルプ）、短期入所事業（ショートステイ）を追加。
福祉サービスの利用に関する相談、助言等を、従来の保健所から、市町村を中心に行うこととし、保健所と都道府県が市町村を専門的、広域的に支援する仕組みとする。

第3 施行期日

在宅福祉サービスの拡充に関する事項等については平成14年4月から施行。
その他の事項は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行。

精神障害者保健福祉施策の概要（改正後）

改正事項 部分



◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律の概要

※ 入院患者数及び精神病院数は平成9年6月30日現在、社会復帰施設等の数は平成11年度予算案か所数一障害者プラン数値目標である。